

水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための 表示等情報提供に関するガイドラインの骨子案について

1. 背景と目的

- 水銀汚染防止法 18 条に基づき、消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するための水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供の望ましいあり方を解説するものであり、水銀使用製品の製造・輸入事業者がその情報提供を行う上で参考とするものである。
- なお、当該表示等の情報提供は、消費者による製品選択にも効果がある。

2. 対象範囲

- 国内において流通する全ての水銀使用製品に係る製造・輸入事業者
- 消費者（当該製品のエンドユーザーであり、当該製品を一般廃棄物として排出する者及び産業廃棄物として排出する者）への情報提供を対象とする。なお、組込製品に組み込むことを前提に組込製品の製造事業者へ販売される場合の、当該組込製品製造事業者への情報提供も対象とする。

3. 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおり。

- 水銀使用製品：法の定義と同様（組込製品を含む。）
- 組込製品：水銀使用製品を部品又は材料として用いて製造された製品
- 情報提供：表示、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等、譲渡先が当該製品に水銀等が使用されていること（水銀等使用）等を認識できるようにすること。
- 表示：製品本体又はそれに付随するもの（添付文書その他の取扱説明書やパッケージ）に、水銀等使用等について記載又はラベル・銘板貼付を行うこと。

4. 情報提供のあり方

（1）基本方針

- 水銀使用製品の廃棄時における環境汚染を防止すべく、製品からの水銀回収や焼却処理の防止を進めるためには、その廃棄時における適正分別・排出が必要。
- 水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供を、水銀使用製品としての取扱いが必要であることが消費者にとって容易に分かりやすい形で行うこと。なお、消費者にとって容易に分かりやすい形での情報提供は、消費者による製品選択にも効果がある。

- 情報提供の方法に関しては、製品廃棄段階で水銀等が使用されていると認識することの容易さの観点では、製品本体表示＞パッケージ表示＞取扱説明書記載の順に優先されることが望ましいが、以下の水銀使用製品の種類・特性等の状況を考慮して効果が大きいと考えられる情報提供を行うことが適当。
 - ✓ 市町村等において廃棄された水銀使用製品を適正に回収・処理するために講じられている措置の状況
 - ✓ 製品使用者（一般消費者（個人、事業者）又は組込製品の製造事業者）に廃棄物処理法等を踏まえ求められる取組
 - ✓ 製品廃棄段階における水銀等使用の認識の容易さ
 - ✓ 消費者の分別・排出行動を適正化する効果
 - ✓ 情報提供の費用
 - ✓ 製品の形状、販売・使用形態、使用量、水銀含有量
 - ✓ 製造・輸入の状況
 - ✓ 今後の製造・輸入見込み
 - ✓ 退蔵品の表示状況及び推定量の現状及び今後の見込み
 - ✓ これまでの製造・輸入事業者の情報提供に係る取り組み
 - ✓ 水銀そのものが容易に見えるか否か

（２）情報提供の内容・方法

水銀使用製品の情報提供は、（１）の基本方針を踏まえ、下記の通り行う。

＜表示＞

- 水銀等の使用を認識できるものであること。なお、（１）の基本方針を踏まえた上で、水銀使用箇所や分別・回収の重要性、水銀含有量（重量、濃度）についての情報も可能な限り含めることが望ましい。パッケージ表示や取扱説明書記載を併せて行うことで、必要な情報提供を補完することも考えられる。
- 分かりやすい、統一感のあるシンプルなものを用いること。（表示の統一感や効率性の観点からは、海外における表示との整合性も考慮）。
- 製品廃棄段階で水銀等が使用されていることが容易に認識されることが重要であることから、本体表示を行う際は、製品の廃棄段階まで維持される方法によること。
- 消費者による製品選択に資するという意味では、販売店店頭で選択される商品については、パッケージ表示の効果は比較的大きいと考えられる。

＜表示以外の情報提供＞

- 水銀使用製品のうち、使用者が多数であるもの、カタログ・パンフレット及びウェブページにおいて選択されるものへの効果が比較的大きいと考えられる。

- 水銀使用製品の判別方法、分別・回収の重要性、処分方法に関する情報を含めること。カタログ・パンフレットへの掲載・配布、ウェブページへの掲載、販売店での告知等により行う。なお、消費者による製品選択に資するという意味では、製品選択の際に直接目にする情報提供の方法や場所での情報提供の効果は比較的大きい。情報の内容に応じ、カタログ・パンフレット、ウェブページ及び販売店の中から複数活用することも考えられる。

(3) その他

- 特に製造・輸入事業者のうち中小企業の割合が高い水銀使用製品に関しては、業界全体での後押しも重要。

5. 主な製品毎の情報提供の例

- 別添参考の通り。(現時点では、事業者提案を踏まえた今後の情報提供の見込みとして、製造事業者の業界団体等へのヒアリング内容等を整理したものを記載している。)
- 新用途水銀使用製品における表示等の情報提供については、当該新用途水銀使用製品のもたらす人の健康の保護又は生活環境の保全に係る損失を抑制するための対策の一つとして、表示の有無等、当該製品の水銀含有に係る情報提供手法の見通しについても考慮することが適当。なお、含めるべき情報、表示場所等については水銀使用製品の基本的な考え方に準じる。

6. 情報提供の開始時期

- 情報提供の開始の時期については、法の当該規定の施行時期(2016年12月19日)以降、個別の製品等の版の更新時期に合わせて順次実施していく等、効率的・効果的に開始すること。

7. 今後の検討

- 試買調査等を通じた情報提供の実施状況を踏まえ、必要に応じて、当該ガイドラインを見直す等の措置を取る。

※現時点では、事業者提案を踏まえた今後の情報提供の見込み（製造事業者の業界団体等へのヒアリング内容等）を整理したものを記載している。

① ランプ（水銀使用製品に限る。）

- 市町村において概ねランプという括りで分別回収されていること、退蔵品が大量に存在することを考慮し、パンフレット・カタログへの掲載・配布及びウェブページへの掲載等によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。
- 事業者用のランプに関しては、事業者用の製品であること*から、納入仕様書やSDS等によって水銀等使用に関する情報提供を行うこと。

② 電池（水銀使用製品に限る。）

- 今後、業界団体において、無水銀製品への無水銀表示が徹底されること、市町村において概ね電池という括りで分別回収されていることを考慮し、パンフレット・カタログへの掲載・配布、ウェブページへの掲載及び販売店での告知等によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。
- 事業者用の電池に関しては、事業者用の製品であること*から、納入仕様書やSDS等によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。

③ 水銀血圧計

- 事業者用の製品であること*及び水銀含有量を考慮し、本体へのラベル貼付、取扱説明書やパッケージへの表示及びウェブページへの掲載によって、水銀等使用及び水銀が使用されている箇所に関する情報提供を行うこと。

④ 工業用水銀圧力計及び温度計（ガラス製水銀温度計を除く）

- 事業者用の製品であること*及び水銀含有量を考慮し、本体へのラベル貼付、取扱説明書への表示並びにカタログ及びウェブページへの記載によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。

⑤ 水銀真空計

- 事業者用の製品であること*及び水銀含有量を考慮し、取扱説明書やパッケージへの表示並びにカタログ及びウェブページへの掲載によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。

- ⑥ 工業用ガラス製水銀温度計
 - 事業者用の製品であること*を考慮し、カタログ及びウェブページへの記載によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。

- ⑦ 過電流保護水銀スイッチ
 - 事業者用の製品であること*及び水銀含有量を考慮し、本体への表示及び納入仕様書によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。

- ⑧ 水銀感振器
 - 事業者用の製品であること*を考慮し、納入仕様書への表示によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。

- ⑨ 水銀体温計（国内製造が無く、全て輸入）
 - 輸入品であること及び水銀含有量を考慮し、取扱説明書への表示、パッケージへの表示及びウェブページへの掲載によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。

- ⑩ マーキュロクロム液
 - 本体へのラベル貼付及びウェブページへの掲載によって、水銀等使用に関する情報提供を行うこと。

- ⑪ 試薬
 - 水銀含有量を考慮し、本体（試薬容器）へのラベル貼付によって、水銀等使用及び水銀含有量（重量、濃度）に関する情報提供を行うこと。

* 廃棄物処理法において排出事業者に適正に処理する義務が課されており、また販売先は水銀使用製品に対する知識のある代理店（商社）、中間ユーザー（組込視品の製造事業者）又は最終ユーザー（事業者）となる。

以上